

産後ケアに関わる皆様

新型コロナウイルス感染症の影響の中にあっても、子どもを授かったお母様方のご支援にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

私は、常日頃より、子供を宿すお母さん一人一人に徹底して寄り添い、不安や悩みに耳を傾け、一緒になって解消することが何よりも大切であると考え、これまでも教育の現場において、また多くのメディアを通して、訴えかつ実践して参りました。

出産時、体力的な負担はもちろん、出産から数日間はホルモンの激減により気持ちの揺れが激しくなることもある、生活リズムが赤ちゃん中心になるといった環境の激変に対し、周りの支えが必要不可欠なのは周知のことです。そして、そうした産前産後の悩みや不安を抱え新たにお母さんになった方々を支える有効な手立ての一つが「里帰り出産」でした。

しかしながら、すでにご承知の通り、コロナ禍の下での地域間移動制限等の煽りで「**里帰り出産**」が**困難化している**のが現状です。そして、これが背景もあって、足許少子化に拍車がかかる様相を呈しており（全国妊娠届出数前年比%：2020年1～10月▲5.1、うち5月▲17.1、7月▲10.9）、ひいては、分娩数の減少に端的に現れることから、産後ケアに関わる皆様におかれましても少なからずご心配のことと存じます。

それゆえ、コロナ禍の影響にあっても子どもを授かったお母さんの分娩を中心とする産前産後の心身をとともに支える仕組みを、そしてその環境を、産学官一体となってしっかりと整えることがこれまで以上に大切になってきたと言えるでしょう。

この点、私は、とりわけ皆様が実践してこられた**産後ケアこそが、コロナ禍の中にあっても分娩を支え、少子化傾向に歯止めをかける極めて有効な手立てである**と考えます。

折しも、昨令和2年8月「母子保健法の一部を改正する法律」（令和3年4月施行予定）とともに「産前・産後サポート事業ガイドライン」および「産後ケアガイドライン」の改定が行われました。その最大の特徴は、産後ケア事業について、①地方自治体の努力義務ならびに②具体的実施基準が定められたことです。今後産後ケア事業に当たり、①「管理者を定める」、②「助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置く」（原則助産師中心）、③「緊急時の対応等を含め（中略）医療機関との連携体制を確保する」など「病院、診療所、助産所」等における相互間連携、一体的管理運営が求められるとともに、**助産師も中心的な役割を果たすものとして期待されています**。

今後、産後ケアが、先進地域である台湾等と同様に、我が国の「文化」として普及・定着するにはまだまだ多くの努力が必要です。

（参考）令和元年度「妊娠・出産包括支援事業」予算 38 億円中執行済は 37%の 14 億円のみ。

ここに、産後ケアに関わる皆様のご協力とご精進を、改めて、お願いする次第です。

一般社団法人 出産・子育て包括支援推進機構 理事
一般社団法人 産前産後ケア推進協会 理事

福島 富士子